　　　平成３０年度弘前市りんご農作業受託支援奨励金交付要綱

　（趣旨）

第１条　市は、農地所有適格法人等が行う農作業の受託活動を促進し、もって耕作放棄地の発生防止及び農産物生産の安定・振興に寄与するために、平成３０年度予算の範囲内において、平成３０年度弘前市りんご農作業受託支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、「農地所有適格法人」とは、農地法（昭和２７年法律第２２９号）第２条第３項に規定する者をいう。

　（奨励金交付対象事業）

第３条　奨励金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、りんご園地を経営している者（以下「委託者」という。）が高齢、病気、けが等の理由により農作業に従事することが困難であるため、農業委員会委員又は農地利用最適化推進委員の仲介により自己以外の者（以下「受託者」という。）に対し依頼する農作業であって、別表対象作業の欄に掲げるものとする。ただし、高齢を理由とする場合にあっては、委託者が、自己の経営するりんご園地を将来において農地中間管理機構へ貸付けする意思を有しているときに限るものとする。

　（奨励金交付対象者）

第４条　奨励金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、受託者であって、原則として次のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に事務所を置く農地所有適格法人

(2) 市内に住所を有する農業者

(3) 市内に住所を有する農業者等で組織する農業者団体

２　前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の対象としない。

(1) 委託者と受託者が、同一の農業経営体である場合

(2) 委託者と受託者が、共同で農作業を行うことを目的とする同一の団体の構成員であ

る場合

(3) 受託者が、委託者の２親等内の血族である場合又は３親等内の親族で同居している

　ものである場合

（奨励金の額）

第５条　奨励金の額は、別表対象作業の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表１０アール当たりの交付単価の欄に掲げる金額及び作業回数を作業面積（１アール未満切り捨て）に乗じて得た額とする。ただし、作業回数は、同表上限回数の欄に掲げる回数を上限とする。

（奨励金の交付）

第６条　奨励金の交付を受けようとする交付対象者は平成３０年度弘前市りんご農作業受託支援奨励金交付申請書兼請求書（様式）を市長に提出しなければならない。

２　前項の申請書には、写真等作業の実施が確認できるものを添付するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

３　第１項の申請書の提出期限は、平成３１年３月２９日とする。

４　市長は、第１項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、申請者に対して奨励金を交付するものとする。

５　前項の規定による奨励金の交付をもって、交付決定の通知をしたものとみなす。

　（奨励金の返還命令等）

第７条　申請書の記載事項に虚偽又は不正があったときは、市長は、交付対象者に対し既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

　（準用）

第８条　市長は、前条の規定により奨励金の返還を命じた交付対象者に対する加算金又は延滞金については、弘前市補助金等交付規則（平成１８年弘前市規則第５７号）の例により納付させるものとする。

　　附　則

　この要綱は、告示の日から施行し、平成３０年度の奨励金について適用する。

別表（第３条及び第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象作業 | １０アール当たりの交付単価 | 上限回数 |
| 草刈作業 | １，０００円 | ５回 |
| 防除作業 | １，０００円 | １０回 |
| 剪定作業 | ２，０００円 | １回（一式） |

様式（第６条第１項関係）

その１

平成　　年　　月　　日

　弘前市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者

　　　　　　　 　　　氏　名　　　　　　　　　　　印

平成３０年度弘前市りんご農作業受託支援奨励金交付申請書兼請求書

　平成３０年度において実施する農作業受託事業について、奨励金の交付を受けたいので、平成３０年度弘前市りんご農作業受託支援奨励金交付要綱第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請（請求）します。

１．申 請 内 容

|  |  |
| --- | --- |
| 交付申請額 | 円  （内 訳）  　　　　　草刈（　　　回×１，０００円/10a× 　　a）  防除（　　　回×１，０００円/10a× 　　a）  剪定（　　一式×２，０００円/10a× 　　a） |
| 対象農地の所在 | 弘前市大字 |
| 実施年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日（　　）  　　　～　平成　　年　　　月　　　日（　　） |
| 面　積 | a |

委託することになった理由

* + 高齢によるもの
  + 病気によるもの（傷病名又は症状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
  + けがによるもの（傷病名又は症状　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
  + その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　　上記の理由により農作業が困難となり、ついては、自己の園地に係る（草刈・防除・剪定）作業について、上記のとおり依頼することとしています。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　委託者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印

上記農作業受委託の内容に虚偽はなく、私が仲介したものに相違はありません。

また、次のいずれにも該当しないことを確認しています。

(1) 委託者と受託者が、同一の農業経営体である場合

(2) 委託者と受託者が、共同で農作業を行うことを目的とする同一の団体の構成員である場合

(3) 受託者が委託者の２親等内の血族である場合又は３親等内の親族で同居しているものである場合

委 員

氏 名　　　　　　　　　　　　印

２　振込口座

　(1) 金融機関及び支店名

(2) 口座番号

　(3) 口座名義人

備考

　１　申請者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。

　２　振込口座を会計管理者へ届けていない場合は、口座振替依頼書（債権者用）を併せて提出してください。

　３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。

担当及び提出先：農林部農業政策課

電話：４０－０６５６

その２

作 業 日 誌

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| № | 対象農地の所在 | 実施年月日 | 作業内容 | 面積（a） |
| 1 | 弘前市大字 | 平成　 年 　月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 2 | 弘前市大字 | 平成 　年 　月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 3 | 弘前市大字 | 平成 　年 　月 　日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 4 | 弘前市大字 | 平成 　年 　月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 5 | 弘前市大字 | 平成 　年 　月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 6 | 弘前市大字 | 平成 　年 　月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 7 | 弘前市大字 | 平成 　年　 月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 8 | 弘前市大字 | 平成 　年　 月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 9 | 弘前市大字 | 平成　 年　 月　 日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |
| 10 | 弘前市大字 | 平成　 年　 月 　日 | ・草刈  ・防除  ・剪定 | a |

・作業を行った者の氏名・名称